

平成30年度関高等学校PTA各会計収支予算

平成30年度 PTA一般会計収支予算

1. 収入の部

(単位：円)

款	項	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	備 考
会 費	会 費	7,929,600	7,173,600	756,000	年額 9,440円×840人 (4月～翌1月分割納入)
入 会 金	入 会 金	420,000	420,000	0	入会金1,500円×280人
芸 術 鑑 賞 収 入	芸 術 鑑 賞 収 入	0	4,873,400	△ 4,873,400	
模 擬 試 験 収 入	模 擬 試 験 収 入	19,500,000	19,500,000	0	
諸 収 入	諸 収 入	246,349	240,311	6,038	バザー売上代金
繰 越 金	繰 越 金	3,344,051	3,112,689	231,362	
合 計		31,440,000	35,320,000	△ 3,880,000	

2. 支出の部

(単位：円)

款	項	目	節	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	備 考
PTA運営費	PTA管理費			4,190,000	11,050,000	△ 6,860,000	
		共 済 費		10,000	10,000	0	労災保険料
		賃 金		900,000	900,000	0	雇員1名
		報 償 費		500,000	500,000	0	PTフォーラム講師謝金
		旅 費		500,000	300,000	200,000	PTA全国大会等参加旅費
		交 際 費		50,000	50,000	0	慶弔費
		需 用 費		680,000	680,000	0	
			消 耗 品 費	300,000	300,000	0	退職役員記念品代、 事務用消耗品
			会 議 費	50,000	50,000	0	役員会等飲み物代等
			印 刷 製 本 費	330,000	330,000	0	総会資料、関高だより印刷 代等
		役 務 費		350,000	350,000	0	振込み手数料、PTA保険料等
		使 用 料 及 び 賃 借 料		350,000	7,410,000	△ 7,060,000	進路研修会バス代
		備 品 購 入 費		50,000	50,000	0	事務用備品代
		負 担 金		200,000	200,000	0	PTA連合会負担金
		行 事 費		600,000	600,000	0	バザー経費

教育振興費				24,400,000	23,720,000	680,000	
	管理費			3,000,000	2,320,000	680,000	
		需用費		2,150,000	1,420,000	730,000	
		消耗品費		230,000	200,000	30,000	事務用品、備蓄用水、センター試験激励品代
		燃料費		900,000	900,000	0	教室エアコンガス・電気代
		印刷製本費		20,000	20,000	0	皆勤賞状印刷代
		修繕料		1,000,000	300,000	700,000	エアコン施設設備修理代
		役務費		400,000	400,000	0	P T A賠償保険・センター試験案内送料
		委託料		400,000	450,000	△ 50,000	エアコン保守点検料
		助成費		50,000	50,000	0	P T A表彰副賞代
	進路支援費			1,400,000	1,400,000	0	
		進路推進費		700,000	700,000	0	土曜講座等指導手当
		進路図書費		700,000	700,000	0	大学入試問題集等図書代
	振興費			500,000	500,000	0	
		図書館費		500,000	500,000	0	図書・雑誌代
	模擬試験費	模擬試験費		19,500,000	19,500,000	0	模擬試験代金及び監督料
		1年生模擬試験費		3,000,000	3,400,000	△ 400,000	
		2年生模擬試験費		4,000,000	4,100,000	△ 100,000	
		3年生模擬試験費		12,500,000	12,000,000	500,000	
積立金				2,800,000	500,000	2,300,000	
	設備更新積立			2,200,000	0	2,200,000	エアコン設備更新積立金
	環境整備積立			600,000	500,000	100,000	環境整備積立金
予備費	予備費			50,000	50,000	0	
合計				31,440,000	35,320,000	△ 3,880,000	

付帯事項：予算の補正は、実行委員会の承認を得て行うことができる。
 予算の流用は、目及び節相互間において会長の承認を得て行うことができる。

|